

総務文教常任委員会委員長報告

令和8年3月24日（火）

それでは、総務文教常任委員会の報告をさせていただきます。

総務文教常任委員会は、会期中の3月12日に開催し、付託されました議案8件について、審査、協議を行いましたので、その概要並びに結果等をご報告いたします。

議案第2号柳井市行政手続条例の一部改正について、議案第3号柳井市職員退職手当支給条例の一部改正について及び議案第7号辺地に係る総合整備計画の変更についてです。

これらの3議案について、執行部からの補足説明の後、委員から特に質疑はなく、いずれも、全員異議なく、原案のとおり可決と決しました。

次は、議案第8号柳井市過疎地域持続的発展計画の策定についてです。

執行部から補足説明の後、委員から、今後、まち・ひと・しごと創生総合戦略や総合計画の内容次第では、整合性を取るために数値を変更する可能性があるとの説明があったが、その場合、人口が増減するなど状況が変わったときに、数値の変更にとどまらず、計画自体を変更することにはならないのかとの質疑に、ここで言う数値は、目標値としてストレートに設定している性格のものではない。計画に位置付けることによって、有利な事業債の活用など財政面で有利な措置を受けられる側面がある。そのため、実施計画をもとに事業を計画に位置付け、有利な財政措置が取れるようにすることを主眼としているとの答弁がありました。

また、別の委員からは、この計画の目的は、過疎地域に指定された状態から脱却することにあるのではないかと認識している。しかし、説明を聞く限り、過疎地域に指定されたことによる、制度上のメリットを活用していくことに重点が置かれているようにも受け取れるが、最終的に過疎地域指定からの脱却を目指しているのか、その考え方を確認したいとの質疑に、計画には過疎地域からの脱却という視点も含まれている。ただし本計画は、過疎法に基づく計画であり、必要な特別措置を講じることによって、過疎地域の持続的な発展、地域住民の福祉向上、地域間格差の是正を図ることが法の趣旨としてある中、国の特別措置を活用しながら地域の活力を維持・発展させ、住民福祉を高め、地域の持続的発展を目指すという視点を持った計画であるとの答弁がありました。

以上、慎重審査の結果、議案第8号は、全員異議なく、原案のとおり可決と決しました。

次は、議案第9号工事請負変更契約の締結についてです。

執行部から補足説明の後、委員から、あの場所は以前から地下水の問題に苦慮していた。構造計算上、安全な地耐力を確保できる地層まで浅層改良を行うとの説明があったが、地耐力は安定的に確保されたのかという質疑に、今回の浅層改良において地盤改良を6か所追加した。現在の地耐力が78.3キロニュートン毎平方メートルで、設計地耐力は115キロニュートン毎平方メートルとされており、かなり改善されている。また、排水路については別の工事により解消しているため、排水対策は万全の体制が整っていると考えているとの答弁がありました。

以上、慎重審査の結果、議案第9号は、全員異議なく、原案のとおり可決と決しました。

次は、議案第10号財産の取得についてです。

執行部から補足説明の後、委員から特に質疑はなく、議案第10号は、全員異議なく原案のとおり可決と決しました。

次は、分割付託となりました、議案第11号令和8年度柳井市一般会計予算についてです。

令和8年度予算説明書及び令和8年度当初予算（案）の概要をご参照ください。執行部から補足説明の後、質疑を行いましたので、その主なものをご報告いたします。

まず、2款総務費関係です。76ページ、7目の企画費、1節の市民活動センター相談員報酬（会計）について、相談員が2名と説明があったが、2名体制では不足するのではないかと思う。市民活動センター利用者への対応として、相談員2名で足りるのかどうか、どのように考えているかという質疑に、市民活動センターは平成24年の開設以来、3名体制で運用してきたが、みどりが丘図書館の建設・開設に伴い、準備期間及びオープン後の運営が軌道に乗るまでの体制確保のため職員を派遣し、4名体制で運用してきたところである。その後、開設から1年8か月が経過し、運営もスムーズになってきたことから、従来の体制である職員1名、相談員2名の3名体制へ配置を見直した。職員を配置することで専門性を補完できるほか、県民活動支援センターとの連携なども職員が対応できるため、円滑な運営が可能と考えている。シフトについても十分に組める見込みであり、サービスの質が低下することはないと判断しているとの答弁がありました。

委員からは、仮に3名配置されていても、相談対応のために1名がスタジオ

等へ移動すると、カウンターが不在になる場面も生じる。その点も含め、運用上の調整をお願いしたい。また、運営が軌道に乗ったから3名でよいと整理するのではなく、来館者が減ったから人員を減らしたということにならないよう、市民活動センターがさらに発展し、相談希望者が増えるような運営を目指していただきたいとの要望がありました。

78ページ、7目の企画費、12節のイベント実施委託料について、おそらくマッチングイベントに関する経費ではないかと思うが、こうしたマッチングイベントは以前から予算を計上し、柳井広域の1市4町で実施されているが、本当に効果があるのか。また、事業として必要なのかという質疑に、このマッチングイベントは柳井広域として実施しており、費用は1市4町で負担し、毎年開催している。令和7年度は2回実施し、柳井市で開催した際は、男性13人、女性15人が参加し、4組のカップルが成立している。委員、ご指摘のとおり、成立したカップルについて、その後、交際・結婚に至ったか等の追跡調査は行っていないため、最終的な成果は把握できていない。広域の連絡協議会でも同様の課題が話題となっており、今後は可能な範囲で、成立カップルに対しその後の状況を聞き取れるよう検討したいとの答弁がありました。

85ページ、13目の柳東文化会館費、13節の借地料について、先ほど、地権者3名から借地しており、借地料が約173万円であるとの説明があった柳東文化会館は建設から約30年経過していると思うが、これまでの支払総額を試算すると、約4,800万円程度となると思われる。借地継続と買収のどちらが適切かは一概に言えないが、例えば柳東文化会館を将来的に閉館するような場合、当該地は宅地として売却可能ではないかとも考えられる。こうした点も含め、借地のあり方を見直した方がよいのではないかと思うが、いかがかという質疑に、現時点では、借地を継続する予定である。ただし、ご指摘のとおり、買収についても視野に入れており、今後、検討していく必要があると考えているが、現状としては、当面は借地を継続する方針であるとの答弁がありました。

130ページ、1目の災害救助費について、避難所における居住スペースは、国際的な人道支援の最低基準であるスフィア基準では1人当たり3.5㎡とされており、国は国際基準として参考とするとしている。近年の災害は長期化することも多く、避難生活が長引けば精神的負担も大きくなる。国際的に示され

ている3. 5㎡を確保すべきではないかと考えるが、どのように考えているかという質疑に、スフィア基準に近づけていくことは、本市としても大きな課題だと認識している。ただ、柳井市が所管する避難施設を基準に考えると、スフィア基準を適用した場合、収容可能人数が大きく減少するという課題があり、また、東日本大震災や能登半島地震のように避難が長期化するケースでは、小・中学校の教室なども避難スペースとしての活用を検討する必要性が生じる。大規模災害時には、その点も含めて考慮しなければならないと考えているとの答弁がありました。

次に、10款、教育費関係です。206ページ及び211ページ、1目の学校管理費、12節の空調設備整備基本調査委託料について、小学校費、中学校費を合計すると約943万円計上されているが、これだけの金額をかけて調査するということは、今後、小中学校の屋内運動場を全館空調を設置する予定なのかという質疑に、近年の猛暑により、児童・生徒の熱中症対策として、今回改めて、事前の調査・研究のために、計上した。現時点では、各小中学校の屋内運動場に設置する予定はないとの答弁がありました。

委員からは、公金を投入する以上は、調査・研究の結果が、価値のあるような形にして欲しいとの要望がありました。

223ページ、6目のサンビームやない運営費について、どのような文化事業を計画しているのかという質疑に、毎年実施しているサザンセット音楽祭を始め、買取事業として児童向けの劇団公演を計画しているとの答弁がありました。

委員から、以前から文化事業が少なく、他市町に行かないと文化事業に出会えないことから、子どものためにもサンビームやない運営基金を取り崩し、事業の実施をして欲しいとの要望がありました。

当初予算(案)の概要の44ページ、国森家住宅整備事業について、令和8年10月から、週3回の開館を予定していると説明があったが、白壁の町並みは柳井市の観光の主要ポイントにも関わらず、週3回の開館では、観光活用として弱いと思われる。観光資源として活用するのか、保存中心なのか、施設の位置づけをどのように考えているのかという質疑に、週3回の開館は管理団体等と協議した現時点の案で、今後、もう少し開館日を増やせる可能性もある。市内唯一の重要文化財として、様々なところからアイデアをいただき、活用を検討するが、まずは公開して見てもらうことを目指したいとの答弁がありました。

委員から、すばらしい施設であるので、市民を始め、多くの観光客に見てもら

えるよう積極的な公開・活用をして欲しいとの要望がありました。

なお、報告は以上に絞らせていただきましたが、委員及び委員外議員から、多岐にわたっての質疑がありましたことを付け加えさせていただきます。

以上、慎重審査の結果、議案第11号中の本委員会所管部分については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次は、分割付託となりました、議案第17号令和7年度柳井市一般会計補正予算（第8号）についてです。3月補正予算書をご参照ください。執行部から補足説明の後、質疑を行いましたので、その主なものをご報告いたします。

執行部から補足説明の後、委員から、65ページ、5目の市民球場管理費、12節の実施設計委託料について、不要額が約1,871万円とあるが、当初の段階で精査できなかったのかという質疑に、予算編成時は概算で事業費を把握するため、土木関係の積算基準を参考に算定し予算計上したが、発注段階で業務内容を改めて精査した結果、建築関係の積算基準に基づき積算を行ったということで、当初の見込みより低くなり、不用額が生じたとの答弁がありました。

以上、慎重審査の結果、議案第17号中の本委員会所管部分については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、本委員会に係る次期閉会中の所管事務調査事項についてです。本委員会として取り組む所管事務調査事項についての協議を行い、1教育問題について、2人口問題について、以上の2点とすることに決定いたしましたので、その旨、申し出をいたします。議長におかれましては、お取り計らいをよろしくお願いたします。

次は、本委員会の所管に係るその他の事項についてです。

柳井市実施計画について、市職員へのカスタマーハラスメント対応について、柳井市教育大綱・柳井市教育振興基本計画（第3期）の策定についてなど、6件の報告と説明がありました。

報告は以上に絞らせていただきましたが、委員から多岐にわたっての質疑がありましたことを付け加えさせていただきます。

以上で、総務文教常任委員会の報告といたします。